

転入

小田原市へ異動されたかたへ

次に該当されるかたは、手続きを行ってください。印鑑が必要なものは、朱肉を使用するものをご使用ください。

対象者		転入届後の手続き	窓口	必要なもの
□	マイナンバー(個人番号)カードまたは住民基本台帳カードをお持ちのかた	○条件を満たせば継続して利用することができます 詳しくはお問い合わせください ※本人が同一世帯のかたが手続きをしてください ※転入を届出した日から90日を過ぎると継続利用できなくなります ※暗証番号を入力していただきます	3D窓口 戸籍住民課 【TEL0465-33-1386】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ・代理人(本人と同一世帯のかたに限る)が手続きする場合は代理人の本人確認書類
		○マイナンバーカードに署名用電子証明書を格納していた場合、電子証明書は住所変更により失効します。必要な場合は改めて電子証明書を取得してください ※暗証番号を入力していただきます ※本人以外のかたが代理申請される場合はお問い合わせください	3D窓口 戸籍住民課 【TEL0465-33-1386】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ) ※代理人の場合は本庁のみ	・マイナンバーカード
□	印鑑登録をされるかた	○登録の手続きをしてください ※本人以外のかたが代理申請される場合はお問い合わせください ※外国人住民のかたの登録は、本庁のみの取扱いとなります	3C窓口 戸籍住民課 【TEL0465-33-1386】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	本人が手続きする場合 ・実印(登録する印鑑) ・顔写真付きの官公署発行の本人確認書類
□	国民健康保険へ加入されるかた	○勤務先などの保険に加入していないかたは、国民健康保険の加入手続きをしてください	2番窓口 保険課 【TEL0465-33-1845】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	・70～74歳のかたは前市区町村の負担区分等連絡票(お持ちの場合) ※前住所地で国民健康保険未加入の場合 ・社会保険資格喪失連絡票 ・生活保護廃止決定通知書 ※後日手続きする場合 ・マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等) ・窓口に来られるかたの本人確認書類
□	国民年金第1号被保険者	○住所変更の手続きは不要です お持ちの納付書はそのまま使用できます 納付方法等の案内については別紙をご覧ください	1A窓口 保険課 【TEL0465-33-1867】	左記窓口へお問い合わせください
□	国外から転入した国民年金第3号被保険者	○配偶者の勤務先を経由して届出が必要です	配偶者の勤務先	
□	国外からの転入で日本の公的年金に加入していないかた、又は国民年金任意加入をしていたかた	○国外から転入したかたで公的年金に加入していないかたは加入の手続きをしてください。また、国民年金の任意加入をしていたかたは強制加入への切り替えの手続きを行ってください	1A窓口 保険課 【TEL0465-33-1867】	・マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等) ・窓口に来られるかたの本人確認書類
□	国外から転入した厚生年金保険被保険者	○介護保険適用者のかたは、適用除外非該当の届出が必要です	勤務先	
□	20歳以上40歳未満の女性のかた	○子宮頸がん検診が受診できます。受診券を取得してください 21歳のかたは、クーポン利用で受診料が無料になります	健康づくり課(保健センター内) 【TEL0465-47-4724】	
□	健診等を希望されるかた	○対象となる健康診査やがん検診等の受診券を取得してください ※年齢やご加入中の健康保険により健診等の内容が異なります	健康づくり課(保健センター内) 【TEL0465-47-4724】	

お子様に関する手続き	□	18歳到達後の最初の3月31日までお子さま(住所が小田原市)を養育しているかた (子ども医療費助成またはひとり親家庭等医療費助成)	○医療証の交付申請をしてください	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ) ※ひとり親家庭等医療費助成は子育て政策課での手続きとなります	・助成対象者の健康保険証、資格確認書等(お持ちの場合) ・申請者の顔写真付きの官公署発行の本人確認書類 ・申請者および配偶者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード等) ※詳細は「子ども医療費助成の手続方法」ページ等をご覧ください。
	□	児童手当の受給者 (注)転入後すぐに申請してください ※令和6年10月から、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子が支給対象となりました 現在受給中でない方も、該当の子を監護し、生計を同じくしている方は申請してください	※常勤の公務員(独立行政法人、国立大学法人等の職員を除く)の場合は、職場から支給されるため市役所での手続きはありません 印刷局などの独立行政法人職員、日本郵政グループ職員の場合は、市役所での手続きが必要です (注)原則、請求月の翌月分から支給されます 前市区町村の転出予定日の翌日から15日以内または同月のうちに申請しないと、児童手当を受給できない月が発生します	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	本人が申請する場合 ・顔写真付きの官公署発行の本人確認書類 ・申請者および配偶者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード等) ・児童が別居している場合は児童のマイナンバー確認書類 ・申請者名義の通帳 ・厚生年金等の加入者は、健康保険証、資格確認書等(お持ちの場合) ※代理人が申請する場合は上記の書類に加え下記の書類が必要です ・委任状等の代理権の確認できる書類 ・代理人の本人確認書類
	□	児童扶養手当の受給資格をお持ちのかたまたは離婚後に転入のかた	○児童扶養手当の受給資格をお持ちのかたは転入手続きをしてください ○離婚後に転入のかたは、新規申請が必要です ※申請者によって手続きが異なりますので、詳しくは子育て政策課で確認してください	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】	・申請者名義の通帳 ・児童扶養手当の証書(受給資格をお持ちのかたが転入の場合) ・申請者および児童のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等) ・申請者の顔写真付きの官公署発行の本人確認書類
	□	小田原市立小・中学校在学のお子さまがいるかた	○転校の手続きをしてください。新しい学校に提出する入学通知書を発行します	5階 教育指導課 【TEL0465-33-1682】	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※入学通知書と前の学校から受け取った上記の書類を新しい学校へ提出してください
			○指定された学区の学校を変える必要がある場合 →指定学校の変更手続きをしてください	5階 教育指導課 【TEL0465-33-1682】	左記窓口へお問い合わせください
	□	小田原市立以外の小・中学校(海外校含む)在学のお子さまがいるかた	○区域外就学の手続きをしてください	5階 教育指導課 【TEL0465-33-1682】	・学生証などお子さまの在学を証明するもの
	□	保育園在園のお子様がいる、または保育所入所申込みをされているかた	○転入前に入所していた、もしくは入所申込みをしていた園に引き続き入所希望の場合は、改めて新規申込みが必要です	5階 保育課 【TEL0465-33-1451】	・マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等) ・窓口に来られるかたの本人確認書類
	□	幼稚園・認定こども園(幼稚部)在園のお子さまがいるかた	○転入前に在園していた園に引き続き通う場合は、改めて認定申請が必要です 別の園に通う場合は、利用開始前に認定申請が必要です	5階 保育課 【TEL0465-33-1451】	・マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等) ・窓口に来られるかたの本人確認書類
	□	認可外保育施設等の無償化の認定がされているお子さまがいるかた	○転入後も引き続き無償化を希望する場合は、改めて認定申請が必要です	5階 保育課 【TEL0465-33-1451】	・窓口に来られるかたの本人確認書類
	□	妊娠中のかた	○小田原市の妊婦・産婦健康診査費用補助券を発行しますので手続きをください。また、転入前に出産応援給付金(妊婦1人につき5万円)を受けていない場合は、お問い合わせください。 ※手続きは予約制で行っております。予約は子ども若者支援課子ども健康係(0465-46-7025)へご連絡ください	子ども若者支援課 【TEL0465-46-7025】	・母子健康手帳 ・マイナンバー確認書類(マイナンバーカード等) ・前市区町村で発行された妊婦・産婦健康診査費用補助券
	□	出産後1か月以内のかた	○小田原市の産婦健康診査費用補助券を発行しますので手続きをください ※手続きは予約制で行っております。予約は子ども若者支援課子ども健康係(0465-46-7025)へご連絡ください	子ども若者支援課 【TEL0465-46-7025】	・母子健康手帳 ・マイナンバー確認書類(マイナンバーカード等) ・前市区町村で発行された妊婦・産婦健康診査費用補助券

裏面もご覧ください。

対象者			転入届後の手続き	窓口	必要なもの
高齢のかたに関する手続き	☐	後期高齢者医療保険のかた	○県外から転入のかた 資格取得の手続きをしてください	18窓口 保険課 【TEL0465-33-1843】 各住民窓口（マロニエ、いずみ、こゆるぎ）	・負担区分等証明書（前市区町村で発行） ・マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード等） ・窓口に来られるかたの本人確認書類
			○県内からの転入のかた 住所変更の手続きをしてください		・マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード等） ・窓口に来られるかたの本人確認書類
	☐	介護保険加入者 ※要介護・要支援認定を受けていなかったかたは、手続きの必要はありません 被保険者証は数日後郵送されます	○要介護・要支援認定を受けているかたは認定引継ぎの手続きをしてください ※転入後すぐに高齢介護課の窓口で申請してください ※負担限度額認定が必要なかたは高齢介護課の窓口で申請してください ※転入先が介護保険施設等（住所地特例）の場合は手続きはありません	17番窓口 高齢介護課 【TEL0465-33-1872】 各住民窓口（マロニエ、いずみ、こゆるぎ）	・要介護・要支援認定を受けているかた：受給資格証明書（前市区町村で発行されている場合） ※転入日から14日を過ぎると、認定を引き継ぐことができなくなりますので十分に注意してください
	☐	60歳以上のかた	○希望者に福寿カードを交付いたします	16番窓口 高齢介護課 【TEL0465-33-1841】 各住民窓口（マロニエ、いずみ、こゆるぎ）	・転入後の住所が確認できる本人確認書類
	☐	厚生年金・国民年金の受給者	○原則変更手続きの必要はありませんが、別送先登録者（住民票と郵便の送付先を変更しているかた）、海外から転入されるかたは変更手続きが必要です 詳しくは年金事務所にお問い合わせください	小田原年金事務所 【TEL0465-22-1391】	年金事務所へお問い合わせください
	☐	共済年金・その他の年金の受給者	○必要な手続きは加入されていた共済組合または各給付機関へお問い合わせください	加入されていた共済組合または各給付機関	加入されていた共済組合または各給付機関へお問い合わせください

障がい等のあるかたに関する手続き	☐	重度障がい者医療証をお持ちのかた	○資格取得の手続きをしてください	13番窓口 障がい福祉課 【TEL0465-33-1461】 各住民窓口（マロニエ、いずみ、こゆるぎ）	左記窓口へお問い合わせください
	☐	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証をお持ちのかた	○住所変更の手続きをしてください ※受付時に小田原市での制度説明を行うため時間を要します	13番窓口 障がい福祉課 【TEL0465-33-1467】	左記窓口へお問い合わせください
	☐	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当・神奈川県在宅重度障害者等手当受給者	○住所変更の手続きをしてください	13番窓口 障がい福祉課 【TEL0465-33-1446】	左記窓口へお問い合わせください
	☐	障害福祉サービス・障害児通所支援利用者	○改めて小田原市にてサービス利用の申請をしてください ※受付時に小田原市での制度説明を行うため時間を要します	13番窓口 障がい福祉課 【TEL0465-33-1467】	左記窓口へお問い合わせください

その他の手続き	☐	運転免許証をお持ちのかた	○住所変更の手続きをしてください	小田原警察署 【TEL0465-32-0110】	左記窓口へお問い合わせください
	☐	原動機付自転車等（排気量125cc以下のオートバイ等）を所有しているかた	○軽自動車税（種別割）の申告手続き（転入）をしてください。小田原市の標識（ナンバープレート）を交付します ※前住所地で廃車申告をしていない場合は、手続き方法を市税総務課で確認してください	8番窓口 市税総務課 【TEL0465-33-1343】	・廃車証明書 ・本人確認書類（運転免許証等）
	☐	排気量125ccを超えるオートバイを所有しているかた	○神奈川運輸支局湘南自動車検査登録事務所（平塚市東豊田字道下369-10）で登録済証または車検証の住所変更をしてください	湘南自動車検査登録事務所 【TEL050-5540-2038】	左記窓口へお問い合わせください
	☐	軽自動車を所有しているかた	○軽自動車検査協会神奈川事務所湘南支所（平塚市東豊田字道下369-13）で車検証の住所変更をしてください	軽自動車検査協会神奈川事務所湘南支所 【TEL050-3816-3119】	左記窓口へお問い合わせください
	☐	飼い犬のいる場合	○飼い犬の登録の手続きをしてください	4階 環境保護課 【TEL0465-33-1484】	・前住所で登録されていたかた：1,600円、前住所での鑑札、愛犬手帳、狂犬病予防注射済票 ・新規登録（前住所で未登録）のかた：3,000円
	☐	水道 （橘地区は県営水道です）	○使用開始の手続きをしてください ※電話、ハガキまたはインターネットからお申込みいただけます ○水道の用途（家庭用・事業用など）を確認し、変更がある場合は手続きをしてください ○橘地区のかたは神奈川県営水道お客様コールセンターへご連絡ください	上下水道局料金センター 【TEL0465-41-1211】 神奈川県営水道お客様コールセンター 【TEL0570-005959】	※お客様の水道の需要者番号またはお客様番号が必要になりますので、ご確認ください（県営水道はお客様番号です）
	☐	下水道	○井戸水を使用して公共下水道に接続されているかたは届け出が必要のため、ご連絡ください 届け出がないと、下水道使用料の算出ができません	上下水道局料金センター 【TEL0465-41-1211】	
	☐	市内に固定資産をお持ちのかた	○右記窓口へお問い合わせください	11番窓口 資産税課 【TEL0465-33-1361】	
	☐	パートナーシップ宣誓制度を利用されるかた	○右記窓口へお問い合わせください	5階 人権・男女共同参画課 【TEL0465-33-1725】	左記窓口へお問い合わせください

※上記項目については、転入届により生じる行政手続きやその他、特に公益性の高い項目を掲載しております。
※小田原市のホームページでも、詳しくご案内しております。 <http://www.city.odawara.kanagawa.jp>